

## 普及指導員資格試験実施要領

平成17年4月1日	16	経営第8162号	農林水産省経営局長通知
一部改正	平成20年3月24日	19	経営第7200号
一部改正	平成20年7月31日	20	経営第2656号
一部改正	平成21年4月7日	21	生産第84号
一部改正	平成23年8月31日	23	生産第4304号
一部改正	平成24年1月30日	23	生産第5561号
一部改正	平成24年4月13日	24	生産第106号
一部改正	令和2年6月30日	2	生産第631号
一部改正	令和3年4月1日	2	生産第2385号
一部改正	令和3年4月16日	2	生産第2387号

### 1 試験方法

#### (1) 書類審査

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号。以下「規則」という。）第3条の規定による書類審査は、規則第7条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

書類審査は、生産局技術普及課が試験委員を補佐して行う。

#### (2) 筆記試験

① 規則第3条の規定による筆記試験は、次に掲げる課題について行う。

ア 別表1の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの（以下「審査課題ア」という。）

イ 別表1の右欄に掲げる項目のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの（以下「審査課題イ」という。）

ウ 農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

② 審査の結果は、各審査課題の各100点満点の総計300点満点とし、総点数の180点以上を合格とする。ただし、一審査課題につき別表2に定める基準点に満たないものがある者は、不合格とする。

#### (3) 口述試験

規則第3条の規定による口述試験は、面接により、農業の現場における課題を解決

するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

#### (4) 合否判定等

- ① 口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者について実施する。ただし、試験を円滑に実施するため必要があると認めるときは、口述試験について書類審査及び筆記試験に併せて実施することができる。
- ② 書類審査、筆記試験及び口述試験の全てに合格した者を試験に合格した者とする。
- ③ 書類審査及び筆記試験に合格した者であって、口述試験に不合格となったものに対しては、次回の試験に限り、書類審査及び筆記試験を免除する。
- ④ 書類審査及び筆記試験に合格した者であって、やむを得ぬ事情により口述試験を欠席したものに対しては、最大5年を限度として、次回の受験時に限り、書類審査及び筆記試験を免除する。

## 2 試験実施の公表

規則第6条の規定による公表は、次のいずれをも満たす日までに公表する。

- (1) 試験申込の開始日の前日
- (2) 試験申込の終了日の30日以前

## 3 試験委員及び専門試験委員

### (1) 試験委員

- ① 規則第11条の規定による委嘱は、審査課題及び項目ごとに行う。
- ② 試験委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 試験委員は、再任されることができる。
- ④ 試験委員は、必要に応じて会議を開くことができる。
- ⑤ 試験委員の会議の長は委員長とし、委員の互選によって定める。委員長は会議の会務を総括し、会議を代表し農林水産大臣に答申を行う。
- ⑥ 委員長に事故があるときは、委員がその職務を代理する。
- ⑦ 試験委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (2) 専門試験委員

- ① 生産局長は、試験委員の意見を聴いて、専門試験委員を委嘱することができる。
- ② 専門試験委員は、試験の実施について試験委員を補佐する。
- ③ 専門試験委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 専門試験委員は、再任されることができる。

⑤ 専門試験委員は、(1)の④の会議に出席することができる。

⑥ 専門試験委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (3) 農林水産省職員と試験委員等の兼職

規則第11条の規定及び(2)①により、農林水産省職員に試験委員又は専門試験委員を委嘱することができる。なお、職務として行う場合は無給とする。

## 4 受験資格上の実務経験期間の取扱い

短時間勤務職員及び特別休暇の取得者における実務経験期間の計算方法は、下記各事項のとおりとする。

(1) 短時間勤務職員においては、その勤務時間が、通常の勤務時間の半数を超える場合、実務経験となる業務に従事した日が、月ごとの勤務を要する日の半数を超える月を計算する。

(2) 短時間勤務職員においては、その勤務時間が、通常の勤務時間の半数を超えない場合、勤務時間を按分の上計算する。

(3) 特別休暇（介護休暇、病気休暇等）の期間は、実務経験期間として計算しない。ただし、実務経験となる業務に従事した日が、月ごとの勤務を要する日の半数を超える月は計算する。また、半数を超えない月は按分する。

## 5 受験願書及び合格証書等の様式

規則第7条の受験願書等の申請の様式及び規則第8条の合格証書等の様式については、下記事項のとおりとする。なお、電子申請による申請に当たっては、対応する別記様式の各事項を各申請画面に応じて入力するものとする。

(1) 規則第5条第3項の規定による認定申請の様式は別記様式第1号

(2) 規則第7条第1項の規定による受験願書の様式は別記様式第2号

(3) 規則第7条第1項第2号の規定による業務報告書の様式は別記様式第3号

(4) 規則第7条第1項第3号の規定による普及指導従事内容報告書は別記様式第4号

(5) 規則第8条第1項の規定による合格証書は別記様式第5号

(6) 規則第8条第2項の規定による再交付申請書は別記様式第6号

その他受験に必要な書類に関することは、3条の会議にて定め、受験案内にて受験希望者に周知する。

## 6 受験願書への添付書類の軽減

直近5年以内に受験票を交付された受験者に限り、規則第5条第3項に規定する書類（別記様式第1号）又は認定書、規則第7条第1項第1号に規定する学歴又は資格を有することを証明する書類、規則第7条第1項第3号に規定する普及指導従事内容報告書

(別記様式第4号)及び改姓又は改名を証明する書類の提出を免ずることができる。

また、前記受験者に限り、規則第7条第1項第2号の規定による業務報告書(別記様式第3号)の所属長による証明を省き、所属長職名、所属長の氏名、年月日を空欄で提出することができる。

## 7 試験結果の公表

試験結果については、合格者の受験番号を農林水産省ホームページにおいて、5年間掲示する。

## 8 試験の庶務

(1) 試験に係る庶務は、生産局技術普及課において処理する。

(2) 地方農政局生産部生産技術環境課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課は、試験に係る庶務を補助する。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、審査課題の作成、成績の判定その他試験の実施に関し必要な事項は、試験委員による会議の意見を聴いて、生産局技術普及課において定める。

附則 この要領は、平成20年3月24日から施行する。ただし、試験委員及び専門試験委員の任期の規定については、次の委嘱の時から適用する。

附則 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月7日から施行する。

附則 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年1月30日から施行する。

2 平成23年4月から同年8月までの間に、継続的に岩手県、宮城県及び福島県の区域内に居住し、又は在勤していた者に係るこの通知による改正前の本要領1の(2)の③及び④の規定の適用については、平成24年に実施する普及指導員資格試験に限り、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則 この要領は、平成24年4月13日から施行する。

附則 この要領は、令和2年6月30日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月16日から施行する。

(別表 1)

筆記試験の試験項目 (審査課題ア及びイ関係)

審査課題ア (必須項目)	審査課題イ (選択項目)
農業概論  食料・農業・農村をめぐる情勢 食料・農業・農村に関する政策 農業技術・経営及び農村生活に 関する知識 知的財産権に関する知識	作物 園芸 畜産 土壌及び肥料 植物保護 労働・機械及び農作業 地域計画 流通及び加工 経営管理

注：審査課題アの農業概論は、括弧内の事項を含む。

(別表 2)

各審査課題の基準点

審査課題ア	40点
審査課題イ	50点
審査課題ウ	50点

別記様式第1号

認 定 申 請 書			年 月 日
農林水産大臣 殿			
現 住 所			
(ふりがな)			
氏 名			
生 年 月 日			年 月 日
<p>普及指導員資格試験を受けるため、農業改良助長法施行規則第5条第3項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>農業改良助長法施行規則第5条第○項*の規定に係る事項</p>			

(備考)

\*は、「第1項」、「第2項」又は「第1項及び第2項」のいずれかを記入すること。

別記様式第2号

受 験 願 書

農林水産大臣 殿

現 住 所

(ふりがな)

氏 名  
生 年 月 日

年 月 日

普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日  
氏 名

希望試験会場	
受験番号	*

規則第5条第3項の規定による認定書番号

文書番号	
------	--

※ 受験願書等の提出に先立ち、規則第5条第3項の規定による申請を行い、認定書を交付された者のみ記載。

過去の受験歴

受 験 年	
試 験 会 場	
受 験 番 号	

普及指導員資格試験実施要領の1の(4)の③又は④に該当する者は下記の□にレ点を入れる。

※ 過去の受験歴は、過去5年以内に受験し、書類審査及び筆記試験の免除や提出書類の一部省略を求める者のみ記載。

(備考)

- (1) \*は、空欄とすること。
- (2) 過去の受験歴の試験会場は、受験申請時に記載した地名を記載。
- (3) 令和2年以前に受験した者に限り、過去の受験歴の「受験番号」が不明な場合には省略可。
- (4) 規則第5条第3項の規定による認定書番号及び過去の受験歴の欄は、該当しない者は様式から省略可。

別記様式第3号

業 績 報 告 書				
				氏 名
最終学歴				
職 歴				
番号	勤務機関名	職 名	従事期間	職務業績の要約
1			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
2			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
3			年 月～ 年 月 (○年○か月)	

上記について相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名  
氏 名

(備考)

- (1) 勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。
- (2) 職務業績の要約は、職務内容を具体的に記載すること。
- (3) この業績報告書には、記載した職務内容の中で最も業績を挙げたと思われる普及活動、試験研究等のうちいずれか一つを取り上げ、その主題、取り上げた理由、普及活動又は試験研究の対象、普及活動又は試験研究の方法及びその結果をA4版1枚(1,600字以内)に要約し、氏名を記載したものを添付すること。なお、余白は各2cm以上空けること。



別記様式第4号

普及指導従事内容報告書				
氏 名				
番 号	監督した普及指導員			従 事 期 間
	勤務機関名	職 名	氏 名	
1				年 月～ 年 月 (○年○か月)
2				年 月～ 年 月 (○年○か月)
3				年 月～ 年 月 (○年○か月)

上記について相違ないことを証明する。  
年 月 日

所属長職名  
氏 名

(備考)

- (1) 従事期間は、監督した普及指導員の欄に記載した普及指導員の監督の下に農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事した期間を記載すること。
- (2) 所属長職名及び氏名は、監督した普及指導員の所属長のものとする。

別記様式第5号

第 号
合 格 証 書
氏 名
年 月 日生
普及指導員資格試験に合格したことを証する。
年 月 日
農林水産大臣

別記様式第6号

再 交 付 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

現 住 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、農業改良助長法施行規則第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 合格証書番号
- 2 交付年月日
- 3 氏名